

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																	
城東工科高等学校	<p>備品出納簿に記載されている下記の備品について、現物を確認することができなかった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品種</th> <th>品目 商品名</th> <th>当初受入年月日</th> <th>数量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">機械器具類</td> <td>理化学器具類</td> <td rowspan="2">昭和39年9月1日</td> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">283,000円</td> </tr> <tr> <td>電源装置</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機械器具類</td> <td>機械類</td> <td rowspan="2">昭和42年2月27日</td> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">165,000円</td> </tr> <tr> <td>增幅器</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	機械器具類	理化学器具類	昭和39年9月1日	1	283,000円	電源装置	機械器具類	機械類	昭和42年2月27日	1	165,000円	增幅器	<p>検出事項について、現物が確認できない原因を特定し、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿（様式第39号）</p>
品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額															
機械器具類	理化学器具類	昭和39年9月1日	1	283,000円															
	電源装置																		
機械器具類	機械類	昭和42年2月27日	1	165,000円															
	增幅器																		
措置の内容																			
<p>現物を確認できなかった備品について、原因調査を行ったところ、不用決定を行わずに廃棄していたことが判明した。 このため、廃棄済である当該備品について、不用決定及び備品出納簿からの払出しを行った。 再発防止に向けて、定期的に備品確認を関係職員で実施するようチェック体制を強化した。 今後は、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行う。</p>																			

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年12月12日）